令和元年度 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の 3 R促進モデル事業 公募要領

1. はじめに

食品ロスの削減については、2015年に国連において取りまとめられた持続可能な開発アジェンダ(SDGs)に示された「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の破棄を半減させる」との目標を踏まえ、我が国として、食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標の達成に向け、取組を進めております。

また、本年5月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年5月法律第19号)では、地方公共団体は、地域の特性に応じた食品ロスの削減に関する施策を策定し、実施することとされました。

さらに、特に学校給食用調理施設については、「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(平成31年2月、報告書)において、継続的に食品廃棄物等を発生させる施設として、食品廃棄物等の再生利用の実施事例の普及等を行っていくことが重要であるとされたところです。

環境省では、平成27年度から学校給食における食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3R促進や、これらの学習教材としての活用を促進するためのモデル事業を実施しており、こうした状況も踏まえ、食品ロスの取組のさらなる推進を図るため、今年度もモデル事業を実施いたします。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域の関係者と協力し、学校給食の実施に伴う食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3Rの実施、3Rの実施内容を教材とした食育・環境教育の実施や地域循環圏の形成・高度化を図るモデルプランを企画立案のうえ、環境省が別途契約した事業者との協力の下に当該プランに基づく事業の実施とその効果の検証を行っていただきます(申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとします)。

本事業で立案していただくことは次の①から⑤までのとおりです。 なお、①から⑤までについて既に実施されていることが含まれていても問題はあ りません。

- ① 市区町村内の学校における学校給食の実施に関し、食品ロス削減に係る取組 (例:児童・生徒による食べ残し削減策の話し合い、動画・スライドでの食品ロス削減に向けた意識啓発等)
- ② 市区町村域における学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物(調理残さ、 食べ残し等)についての再生利用(飼料化、肥料化等)に係る取組
- ③ ② において製造された飼料、肥料等及びこれらを利用して生産された農畜

水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等について市区町村内又は近隣の地域において利用する地域循環の取組

- ④ 食品廃棄物に関する取組に加えて行う、学校給食の実施に関連して発生する 廃棄物の3Rの取組
- ⑤ 食品ロス削減、食品廃棄物の再生利用等を題材とした、児童・生徒の3Rの 理解をたかめるための教育を実施するための教材づくり

(2) 公募の対象

市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域関係者と協力して実施するものとし、応募対象者は<u>市区町村</u>とします。また、協力者(リサイクル業者等)は当該市町村内に所在する必要はありません。

(3) 事業の実施者

(1)の事業を実施する事業者を環境省が別途選定し、市町村と当該事業者の協力の下にモデル事業を実施していくこととなります。事業を実施するに当たり、市区町村には、請負業者による事業の進捗管理、事業参加者へのアンケート調査の実施等を含めた事業の実施報告書の作成及びモデル事業の実施状況の報告会における報告に御協力をいただきます。

なお、事業実施の前に、環境省リサイクル推進室と事業骨子について、事前に 調整を行ってください。

(4) 事業の実施期間

令和元年8月頃から令和2年1月31日まで (令和2年2月頃に開催予定の事業報告会での発表をお願いいたします。)

(5) 事業の成果

モデル事業の実施前・実施後の児童・生徒、関係者の3Rに関する認識の変化等、事業の成果を定量的に確認すること。

3. 事業対象範囲

(1) 事業費及び採択件数

事業費は1事業当たり概ね200万円程度(税込)までとします。具体的な額については、選定委員会による審査結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合があります。(決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。)

(2) 事業対象経費

各事業のうち、モデル事業の実施に必要となる講師に対する謝金・旅費、教 材等の製作費・複写費、借料・損料、食材費等の消耗品費、外注費その他必要 と認められる経費に該当する費用とします。これらの費用に該当しない経費は 支援対象となりません。

※備品購入や施設整備など事業終了後に財産となるような支出、5万円を超える 物品の計上は不可とします。

応募に当たっては、支出計画及び予算書を提出して下さい。見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象となりますので、御留意下さい。見積書については、採択が決定し次第ご提出していただきますので、ご準備のほど宜しくお願いいたします。

なお、モデル事業報告会出席にともなう旅費については、環境省が契約した 請負者から支払います。なお、単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」 に準じます。

5. 応募方法

(1) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

住所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-6205-4946

6. 注意事項

- ①採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業を実施する者として別途環境省が契約した請負業者が決定次第、当該事業者との協力の下に事業を開始していただきます。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、別途環境省が契約した請負業者からの指示に従い御提出ください。
- ②事業の終了後にも、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合があります。
- ③事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合があります。